

マイナンバー（個人番号）および本人を確認できる書類について

マイナンバーを記載した申請書等を提出する際は、本人確認書類（個人番号確認書類及び身元確認書類）の写しの添付が必要となります。

寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出される場合は、下記の3パターンのうち、いずれかの方法で書類を準備し、申請書に添付してご送付ください。

A. マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードの写し（表面、裏面）

B. マイナンバーカードをお持ちでない方

- ① 「マイナンバー（個人番号）が確認できる書類」
通知カードの写し（表面、裏面）もしくは住民票の写し（個人番号付き）
- ② 「身元確認書類（顔写真入り）」
運転免許証の写し（表面、裏面）もしくはパスポートの写し

C. マイナンバーカードをお持ちでない方

- ① 「マイナンバー（個人番号）が確認できる書類」
通知カード（表面、裏面）もしくは住民票の写し（個人番号付き）
- ② 「身元確認書類（顔写真なし）」
健康保険証および年金手帳など、2点以上の写し

【※重要】

通知カード（写し）をご提出の場合、通知カード記載の氏名、住所等は住民票の記載事項と一致している必要がございます。

通知カードに記載されている氏名、住所等が住民票の記載事項と異なる場合、個人番号確認書類としてはご利用いただけません。

マイナンバーカード（写し）をご準備いただくか、住民票（写し：個人番号入り）をご提出ください。